

障害者の雇用維持・拡大について（要請）

本県における雇用対策及び職業安定行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」という。）により、すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障害者の自立について共同の責務を有しており、障害者雇用率を達成するよう法律上の義務が課せられています。

また、障害者雇用促進法の一部改正により、平成25年4月から民間企業の障害者法定雇用率が2.0%に上げられるなど、企業に対し一層の雇用促進への取組みが求められています。

こうした中で、今年度上半期の障害者の就職件数は対前年同期比5.0%増加し、過去最高であった昨年度を上回る実績を上げており、企業の皆様の御尽力に心より感謝申し上げます。

一方で、平成24年6月の新潟県の民間企業における実雇用率は、1.59%と法定雇用率のもとより全国平均実雇用率1.69%を下回っており、法定雇用率達成企業の割合も半数に満たない47.6%にとどまっています。

このため、県内企業においては、障害者の雇用についてさらに積極的に取り組んでいただく必要があると考えております。

つきましては、現状をご賢察いただき、下記の障害者雇用の維持・拡大について、格別のご配慮を賜りますようお願いいたしますとともに、傘下企業の皆様に御周知いただきますよう、特段の御協力をお願い申し上げます。

貴団体並びに傘下企業の皆様の今後益々の御発展をお祈り申し上げます。

記

- 1 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率を達成していない企業はもとより、達成している企業においても、一人でも多くの障害者雇用に向けた取組みをお願いしたいこと。
- 2 障害者は、一旦退職すると障害のない人に比べ再就職が困難な状況にあるため、雇用されている障害者の雇用維持が図られますよう御配慮をお願いしたいこと。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県教育委員会教育長 高井 盛雄

新潟労働局長 大崎 眞一郎

新潟県商工会連合会

会長 岩村 菖堂 様

